

御殿場市障害者活躍推進計画（修正後）

機関名	御殿場市役所
任命権者	御殿場市長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
御殿場市役所における障害者雇用に関する課題	御殿場市役所においては、令和6年度において、障害者任免状況通報時点で法定雇用率は未達であったが、積極的な採用活動を行った結果、令和6年度末時点において法定雇用率を達成するに至った。今後は、障害者である職員の定年退職等も控えることから、より積極的な採用活動を行っているところである。 法定雇用率の達成を維持するとともに、採用した障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.35% （法定雇用率2.80%） （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、人事記録やアンケート等を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として人事課長を選任する（令和元年12月17日に選任済）。 ○障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等を構成員とする「障害者雇用推進会議」を原則として年1回開催し、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。同会議には障害者である常勤職員・非常勤職員等に参加を呼びかける。 ○障害者生活相談員を選任し、障害者である職員の相談窓口とし、障害者雇用推進者とともに障害者である職員の支援にあたる。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回程度、厚生労働省障害者雇用対策課又は労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、事務分掌等を活用した職務の選定について検討を行う。 ○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○庁舎の新改築等の機会をとらえて環境整備を行う。また、障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等を検討する。 ○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2) 募集・採用	○学生を対象とした職場訪問の中で障害のある学生の受け入れを行う。また、特別支援学校の生徒等を対象とした職場実習等の受け入れを検討する。 ○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置するなど障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4) キャリア形成	○中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。また、任期付きの非常勤職員については、任期の終了後においても引き続き公務内外で就労できるように支援を行う。 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修等の教育訓練を実施する。
	(5) その他の人事管理	○年2回の定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。